

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月及び同年 5 月

ねんきん定期便において、申立期間の国民年金記録が空白となっていたため、保管していた国民年金保険料領収証を年金事務所に持参し、年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料は還付されていると回答された。保険料が還付された記憶は無く、理由もないのに還付とされていることについて納得できないため、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料領収証により、申立期間の国民年金保険料は、昭和 57 年 10 月 18 日に現年度納付されていることが確認できる。

また、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、申立期間の保険料を還付処理したとする記載はあるものの、申立期間は、国民年金の強制加入対象期間であることから、還付理由が不明であり、行政側の事務処理の不手際が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 15 日
② 平成 19 年 12 月 21 日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成19年6月及び同年12月の標準賞与額について、実際に支給された金額に見合う記録となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立てに係る事業所が保管する年間給与データ確認表から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記資料から、申立期間①は15万円、申立期間②は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、当該事業所が作成した賞与支払届によれば、事業主はオンライン記録どおりの届出を行っていることが確認できることから、事業主は年間給与データ確認表で確認できる賞与額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで

私は昭和59年4月にA社に入社し、平成5年の退社時まで勤務し社会保険事務を担当していた。申立期間はB地からC工場への転勤で、手続上の間違いにより空白期間が発生しているが、継続して勤務しているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場は昭和62年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失年月日が昭和62年10月31日と記載されていることから、事業主

は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当された場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

申立期間当時は国民年金保険料の免除申請をしていたが、就職後に督促状が届くようになったので、しばらくしてから一括して納付した。勤務していた会社の近くにあったコンビニエンスストアで納付したことを記憶しているので、未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を追納するためには、同保険料の免除申請手続を行う必要があるが、オンライン記録には申立期間の免除記録は無い。

また、免除は、申立期間当時は年度ごとに申請して承認を受ける必要があったが、申立人は免除申請手続に関与しておらず、これを行ったと考えられる申立人の両親も、同手続をした回数を明確に記憶していないため、申立期間の免除に係る状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付したと説明しているが、コンビニエンスストアでの国民年金保険料の納付は、平成16年2月1日以降に発行された納付書から可能となっており、この時点では、申立期間は追納可能な10年の期間を既に経過しているため納付することができない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 31 日から 58 年 1 月 1 日まで
昭和 53 年 3 月 13 日から 57 年 12 月 31 日まで、A事業所（現在は、B事業所）で勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得ができないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、申立期間当時の資料が保管されていないこと並びに申立期間当時の事業主及び事務担当者が死亡していることから、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除及び納付について不明である旨回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者記録から、申立人の離職日は昭和 57 年 12 月 30 日と記録されていることが確認でき、この日付は厚生年金保険における申立人の資格喪失日と符合する。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1699（事案 1137 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月頃から 48 年 9 月頃まで
申立期間について、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、年金記録の訂正を求めたが、認められなかった。
その後、申立てに係る事業所の元同僚と話をした際、その同僚は給与から厚生年金保険料を控除されていたと言っていたので、同人から事情を聴くなどして、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立てに係る事業所に勤務した期間を特定できないこと、ii) 申立てに係る事業所の代表取締役（当時）は、申立人に係る保険料控除について不明である旨回答していること、iii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな事情として申立人が名前を挙げた元同僚は、申立人と申立てに係る事業所で一緒に勤務していたことは記憶しているが、時期は記憶しておらず、申立人に係る保険料控除については不明である旨回答している上、同事業所の被保険者名簿において年金記録を確認できる当該元同僚が、自身の保険料控除について記憶していることに不自然さはなく、これらのことは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。